

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年6月30日

久喜市教育委員会

教育長

柿沼光夫

久喜市教育委員会規則第7号

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部を
改正する規則

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則（平成 22 年
久喜市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 教育委員会は、調整区域内に居住し、かつ、同区域内の小学校に就学を予定している、又は就学している者の保護者から第 2 条に規定する就学すべき学校（次項及び別表第 5 において「指定校」という。）以外の学校（次項及び別表第 5 において「選択校」という。）に就学を希望する旨の申出があったときは、これを許可することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。